

東部地区コミュニティ施設 愛称募集要項

1 概要

東部地区コミュニティ施設（以下「本施設」といいます。）は、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の町民等が集い、多様な活動を行う拠点として、将来にわたり活力ある地域づくりに資することを目的とした施設であり、令和8年4月の開館を予定しています。

このたび、新たな地域づくりの拠点となる本施設が、町民の皆さまに親しみを持って長く愛される施設となるよう、本施設の愛称を町民の皆さまからの公募により募集することとしました。

つきましては、「親しみやすく、覚えやすい愛称」を広く募集いたします。

なお、採用された愛称は、パンフレット、ポスター、施設案内、PR活動などに広く使用いたします。

2 募集期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月16日（金）まで

3 選考方法等

（1）選考する愛称数

1点

（2）注意事項

①応募作品は、厳正な内部審査の上、最も優れた愛称1点を決定します。

②同様の愛称の応募があった場合は、「愛称案の理由」を基に、1点を選出します。

4 応募内容

新施設の愛称

※応募内容については、以下の要件をすべて満たすものとします。

- （1）「施設のコンセプト」（「6 施設の概要」に記載）にふさわしいもの
- （2）本施設をイメージでき、町民に親しまれやすい愛称であること
- （3）応募者自身が考案したものであること
- （4）他の著作物からの流用や模倣ではないこと
- （5）他の施設の愛称と被らないようにすること
- （6）施設全体で一つの愛称であること

5 応募資格

(1) 応募できる方

町内に住所を有する方、町内に存する事務所または事業所に勤務する方、町内に存する学校に在学する方

(2) 応募名称数

1人につき1点まで（2点以上の応募はすべて無効とします）

6 施設の概要

(1) 施設名称 東部地区コミュニティ施設

(2) 設置場所 美瑛町字朗根内町内

(3) 構造等

①構造・面積 木造平屋建て A = 768.68 m²

②間取り等 集会室1室、多目的室2室、高齢者福祉棟1棟、農産物加工室1室、喫茶談話室1室、直売所1棟、イベントスペース1か所、事務室1室、トイレ3か所（うち1か所は多目的トイレ）など

(4) 実施事業 地域コミュニティづくり、集落支援、高齢者福祉、子育て支援、農産物加工、農産物等の販売 など

(5) コンセプト 「みんながつながる地域の家」として、特定の年齢層や利用者を対象にしていた複数の機能を一つに集約し、身近な地域で世代を超えた交流を図り、互いに支え合いながら、元気でいきいきとした持続的な地域づくりを進めるもの。

7 応募方法等

(1) 募集要項等

役場町民コーナー（庁舎1階）、町民センター（1階）に備え置いているほか、町ホームページからダウンロードしてご覧になることができます。

(2) 応募方法

①郵送の場合

「愛称応募用紙」に必要事項を記載し、下記まで郵送してください。

〒071-0292 美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町役場総務課 あて

②ファックスの場合

「愛称応募用紙」に必要事項を記載し、下記まで送信してください。

美瑛町役場総務課 あて FAX 0166-92-4414

③電子メールの場合

メールタイトルを「東部地区コミュニティ施設の愛称の応募」として、「愛称応募用紙」データを下記アドレスに送信してください。

メールアドレス soumu@town.biei.hokkaido.jp

(4) LINE回答フォームの場合

右記QRコードを読み取り、必要事項を入力してください。



(5) 愛称募集箱への投函の場合

設置場所に設置している「愛称募集箱」に投函してください。

8 発表方法

発表については、令和8年1月下旬（予定）までに、採用者に通知するとともに、採用者の氏名を町の広報紙・公式ホームページ等で紹介します。

なお、この発表をもって採用者以外の方への結果通知に代えさせていただきます。

9 注意事項

(1) 次に該当する愛称案の提出は、審査対象外となりますので、ご注意ください。

- ①第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのあるもの
- ②反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの
- ③公序良俗その他法令の規定に反するもの
- ④政治的、宗教的な文言を使用しているもの
- ⑤既に商標登録がされているもの
- ⑥本募集要綱に基づき、作成していない作品
- ⑦必要事項が記載されていないなど、応募作品に不備があるもの

(2) 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、二次使用权、商品化権及び公衆送信権その他の一切の権利は本町に帰属し、著作者人格権（公表権、指名表示権、同一性保持権、名誉声望権

を含む権利) を行使しないものとします。また、採用作品に対し、町の選考過程等で一部補正を行う場合があります。

- (3) 応募者の個人情報、愛称の選定、発表、表彰などを含む、愛称募集関連業務に限り使用します。
- (4) 応募期間中、町に申し出があった場合に限り、応募作品を修正または取り下げできることとします。
- (5) 応募作品の未着や著作権等のトラブルについては、すべて応募者の責任となります。
- (6) 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担となります。
- (7) 審査結果の発表後であっても、(1) の内容に反している場合は、採用を取り消します。また、取消しの結果発生する第三者とのトラブル、損害等について町では一切の責任を負いかねます。
- (8) 採用作品は、応募者の承諾を得なくとも、美瑛町及び美瑛町が使用を認めた個人・団体等が広報宣伝、関連商品などに使用できることとします。
- (9) 応募をもって、本要綱に同意したものとみなします。

10 問合せ先

美瑛町役場総務課総務係

電話0166-92-4316 (直通)